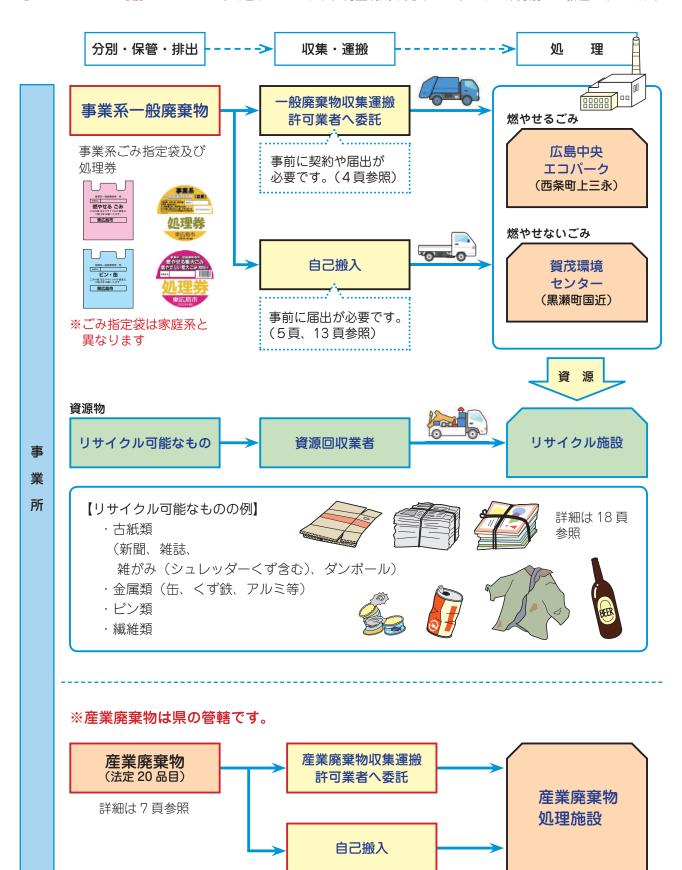
# ✔ 事業系ごみの処理の流れ

事業所から出るごみ(事業系ごみ)は、<mark>産業廃棄物</mark>と事業系一般廃棄物に区分されますが、事業系ごみには資源 として**リサイクル可能なもの**がたくさん含まれています。再生利用や売却ができるものは分別して排出しましょう。





# ✔ 事業系一般廃棄物を処理するための手続き

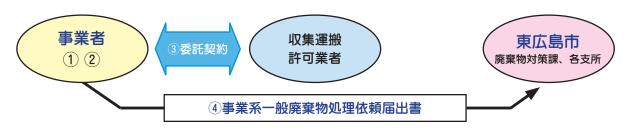
事業系一般廃棄物を排出する場合、以下の2つの方法があり、手続きが必要です。

- (1) 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する場合
- (2) 自ら処理施設に搬入する場合(自己搬入)

# (1) 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する場合



#### 【手続き】(手順の番号と図の中の番号が対応 しています)



### 【手 順】

① 事業系一般廃棄物の種類と量の把握



② 一般廃棄物収集運搬許可業者の選定

廃棄物の種類、収集方法、料金等を相談

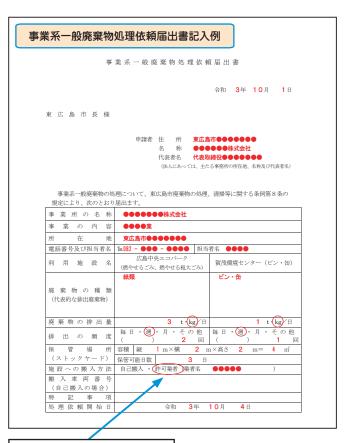
市の許可を受けた「一般廃棄物収集 運搬許可業者」へ収集を依頼してくだ さい。(6頁参照)



③ 一般廃棄物収集運搬許可業者と処理 委託契約を締結



- ④ 事業系一般廃棄物処理依頼届出書の 作成、市への届出
- ※届出書の様式は市のホームページから ダウンロードできます。

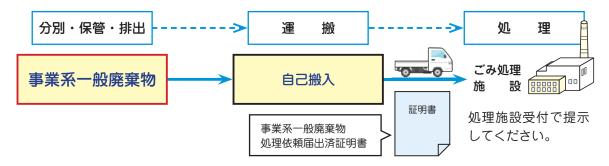


# 許可業者に委託する場合

※許可業者による収集運搬と自己搬入のいずれも行うよ うな場合は、両方に「O」をしてください。

## (2) 自ら処理施設に搬入する場合(自己搬入)

自己搬入する場合、「事業系一般廃棄物処理依頼届出済証明書」が必要です。下記の手順で手続きを行ってください。



【手続き】(手順の番号と図の中の番号が対応しています)



## 【手 順】

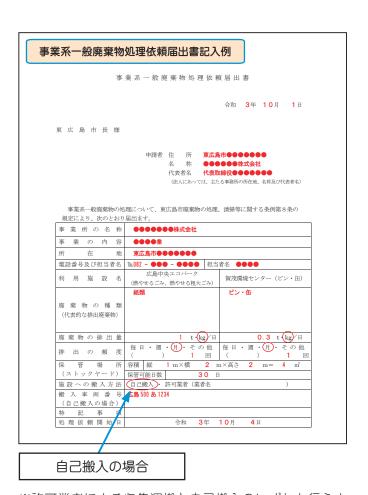
① 事業系一般廃棄物の種類と量の把握



② 事業系一般廃棄物処理依頼届出書の 作成、市への届出



- ③ 届出を受理した後、「事業系一般廃棄物処理依頼届出済証明書」を発行しますので、自己搬入される際は、処理施設の受付で提示してください。
- ※届出書の様式は市のホームページから ダウンロードできます。



※許可業者による収集運搬と自己搬入のいずれも行うような場合は、両方に「O」をしてください。